

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

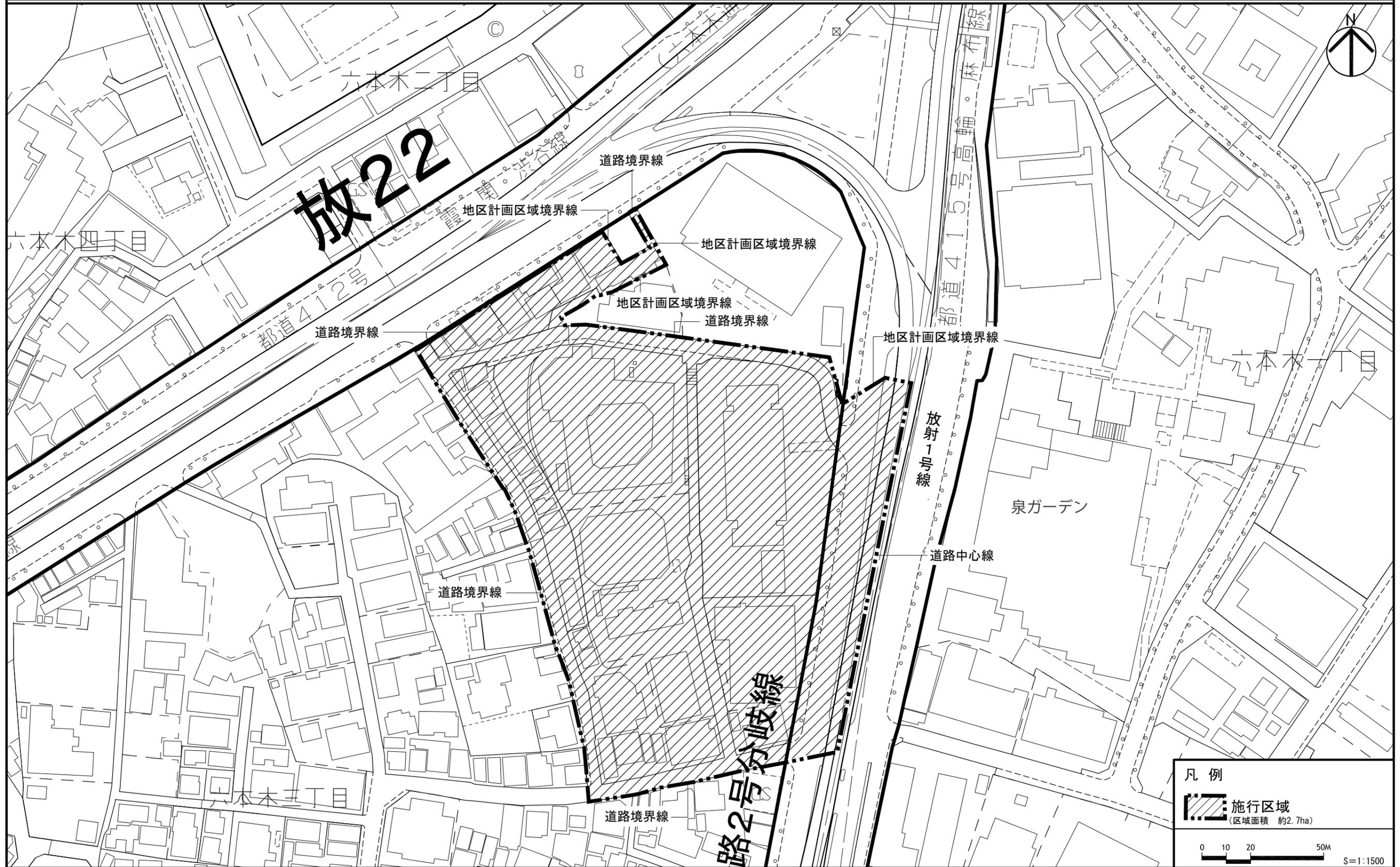
名称		六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 2.7ha					
公共施設の 配置及び規模	道路	種別	名称	規模		備考	
		幹線街路	放射一号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済み	
		区画道路	地区幹線道路1号	幅員12m、延長約80m		拡幅	
			地区幹線道路2号	幅員12m、延長約190m		拡幅	
区画道路	幅員7m、延長約170m		一部拡幅				
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備考	
		北街区	約1,100㎡	約2,500㎡ (約1,800㎡)	店舗	低層部：20m	建築物の高さは以下の 高さからとする。 北街区：T.P.14m 南街区：T.P.22m
		南街区	約10,000㎡	約197,700㎡ (約167,000㎡)	事務所、住宅、店舗	高層部：250m 中層部：120m	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画				
		北街区	約1,800㎡	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄連絡通路、地下鉄駅前広場、地下鉄連絡広場、並びに広場を整備する。 壁面の位置の後退により、歩行者空間を整備する。 建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 地下鉄連絡広場又は地下鉄連絡通路に接続する階段、エレベーター及びエスカレーター、それに付属する上屋、その他これらに類するもの 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要な庇、その他これらに類するもの 			
		南街区	約17,400㎡				
住宅建設の目標		戸数	面積	備考			
		約220戸	約27,000㎡				
参考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図り、駅前拠点に相応しい複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業 計画図1 施行区域図

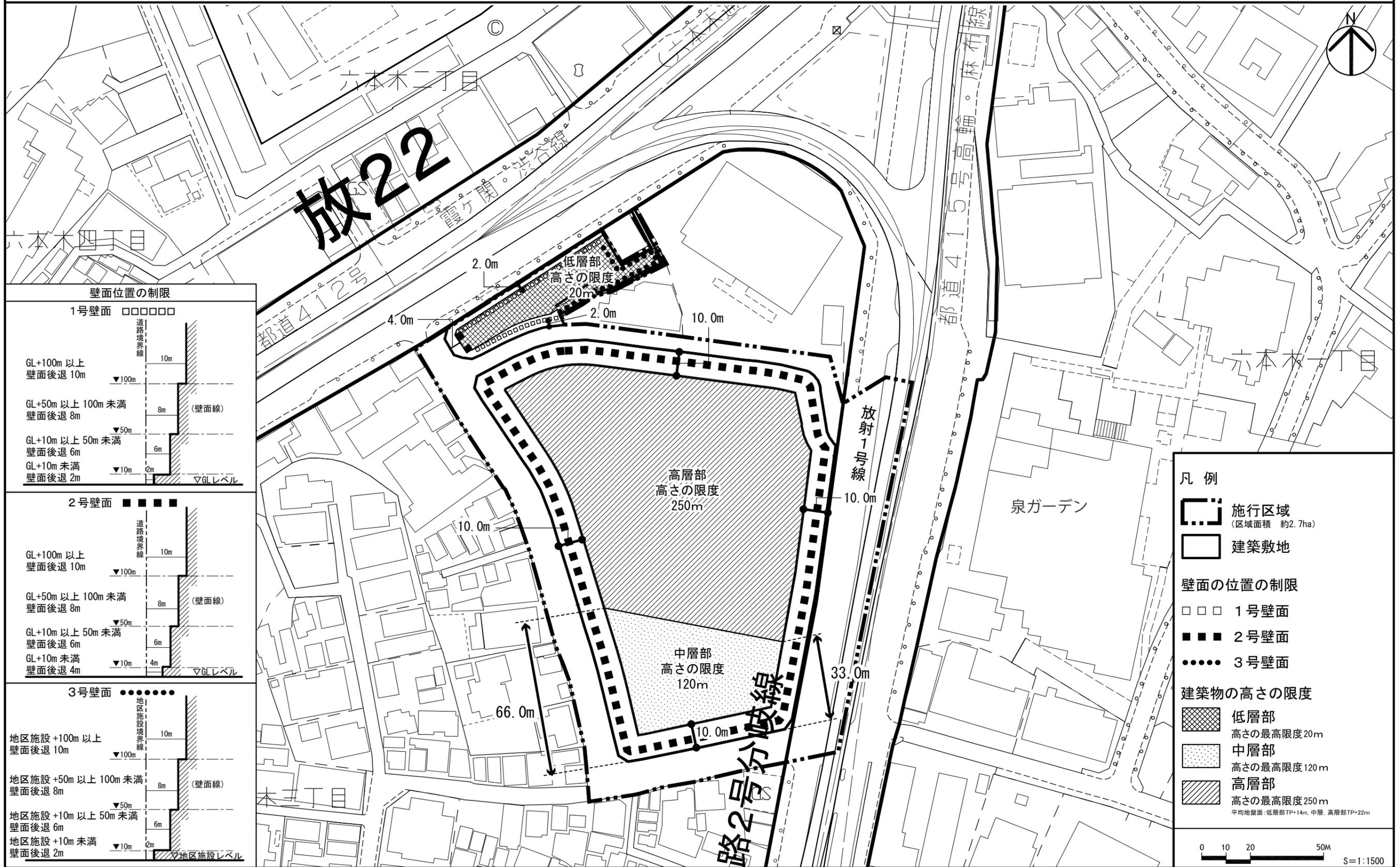
[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ（株）が著作権を有している。
 (承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共計第005号-11、平成22年7月27日]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有している。
(承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共計第005号-11、平成22年7月27日]



壁面位置の制限

1号壁面 □□□□□	
道路境界線	
GL+100m 以上 壁面後退 10m	10m
▼100m	
GL+50m 以上 100m 未満 壁面後退 8m	8m (壁面線)
▼50m	
GL+10m 以上 50m 未満 壁面後退 6m	6m
▼10m	
GL+10m 未満 壁面後退 2m	2m
▽GLレベル	

2号壁面 ■■■■■	
道路境界線	
GL+100m 以上 壁面後退 10m	10m
▼100m	
GL+50m 以上 100m 未満 壁面後退 8m	8m (壁面線)
▼50m	
GL+10m 以上 50m 未満 壁面後退 6m	6m
▼10m	
GL+10m 未満 壁面後退 4m	4m
▽GLレベル	

3号壁面 ●●●●●	
地区施設境界線	
地区施設+100m 以上 壁面後退 10m	10m
▼100m	
地区施設+50m 以上 100m 未満 壁面後退 8m	8m (壁面線)
▼50m	
地区施設+10m 以上 50m 未満 壁面後退 6m	6m
▼10m	
地区施設+10m 未満 壁面後退 2m	2m
▽地区施設レベル	

凡例

- 施行区域 (区域面積 約2.7ha)
- 建築敷地

壁面の位置の制限

- 1号壁面 □□□□□
- 2号壁面 ■■■■■
- 3号壁面 ●●●●●

建築物の高さの限度

- 低層部 高さの最高限度 20m
- 中層部 高さの最高限度 120m
- 高層部 高さの最高限度 250m
平均地盤面: 低層部TP+14m, 中層: 高層部TP+22m

0 10 20 50m S=1:1500

この図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図および道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有している。
(承認番号) [22都市基街測第60号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交第175号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共計第005号-11、平成22年7月27日]